

青森県報

第三千八百一十号

平成二十六年
三月十九日
(水曜日)

規 則

青森県災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年三月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第二号

青森県災害救助法施行細則の一部を改正する規則

青森県災害救助法施行細則(昭和三十年四月青森県規則第四十号)の一部を次のように改正する。

第一条の二中「第二十三条第一項」を「第四条第一項」に改める。

第二条第二項中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第八条中「第二十七条第四項」を「第十条第三項において準用する法第六条第四項」に改める。

第十一条第一項中「第二十五条」を「第八条」に改める。

第十三条第一項中「第二十四条第五項」を「第七条第五項」に改める。

第十五条中「第四十四条」を「第二十九条」に改める。

第十六条第一項中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改め、同条第二項中「第三十七条」を「第二十二條」に、「繰入れ」を「繰り入れ」に、「第三十八条」を「第二十三条」に、「わく外」を「枠外」に、「積立てる」を「積み立てる」に改める。

第十七条中「第三十七条」を「第二十二條」に、「繰入れ」を「繰り入れ」に、「第三十八条」を「第二十三條」に、「わく外」を「枠外」に、「積立てる」を「積み立てる」に改める。

別表第一の一中「収容施設」を「避難所及び応急仮設住宅」に改め、同一の2の(一)中「住宅を」を「住家を」に改め、同表の三の1中「たい積等」を「堆積等」に、「含む。」を「含む。以下同じ。」に、「日用品等」を「生活必需品」に改め、同三の3の(二)中「(土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となつた場合を含む。)」を削り、同表の五中「災害にかつた者」を「被災者」に改め、同表

目 次

青森県災害救助法施行細則の一部を改正する規則……………(健康福祉課) ……一

告 示

障害福祉サービス事業者の指定……………(障害福祉課) ……二

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による一般相談支援事業者の指定……………(同) ……三

特定第二号漁業者の漁獲共済加入義務の発生……………(水産振興課) ……三

基本測量の実施……………(監理課) ……三

道路の区域の変更……………(道路課) ……四

道路の供用の開始……………(同) ……四

急傾斜地崩壊危険区域の指定……………(河川砂防課) ……五

急傾斜地崩壊危険区域の指定の一部改正……………(同) ……五

右……………(同) ……五

公 告

大規模小売店舗の変更の届出……………(商工政策課) ……六

争議行為の通知の公表……………(労政・能力開発課) ……七

換地処分……………(農村整備課) ……七

出 先 機 関

土地改良区の定款変更の認可……………(中南地域) ……八

土地改良事業計画変更の認可……………(同) ……八

の六中「災害にかかった」を「被災した」に改め、同表の八の一中「(土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。)」を削り、同表の十一の一の(三)中「災害にかかった者」を「被災者」に改める。

別表第二の一中「第十条第一号」を「第四条第一号」に改め、同一の一の(一)中「一万五千三百円」を「一万五千九百円」に改め、同一の(二)中「一万六千二百円」を「一万六千円」に改め、同一の(三)中「一万七千七百円」を「一万六千九百円」に改め、同一の(四)中「一万四千九百円」を「一万四千七百円」に改め、同一の(五)中「一万六千九百円」を「一万六千六百円」に改め、同一の(六)中「一万四千六百円」を「一万七千六百円」に改め、同一の(七)中「一万四千八百円」を「一万七千八百円」に改め、同一の(八)中「一万三千七百円」を「一万六千五百円」に改め、同表の二中「第十条第五号」を「第四条第五号」に改める。

第一号様式から第三号様式までの規定中「第26条」を「第9条」に改める。
第二号様式から「災害救助法第27条」を「災害救助法第10条」に

災害救助法
第27条第4項
(条 文 挿 入)

災害救助法 (抜粋)

第10条 前条第1項の規定により施設を管理し、土地、家屋若しくは物資を使用し、物資の保管を命じ、又は物資を収用するため必要があるときは、都道府県知事は、当該職員に施設、土地、家屋、物資の所在する場所又は物資を保管させる場所に立ち入り検査をさせることができる。

2 都道府県知事は、前条第1項の規定により物資を保管させた者に対し、必要な報告を求め、又は当該職員に当該物資を保管させてある場所に立ち入り検査をさせることができる。

3 第6条第3項から第5項までの規定は、前2項の場合に準用する。
(指定行政機関の長等の立入検査等)

第6条
4 当該職員が第1項又は第2項の規定により立ち入る場合は、その身分を示

す証拠を携帯しなければならない。

5 第1項及び第2項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第33条 第6条第1項若しくは第2項若しくは第10条第1項若しくは第2項の規定による当該職員の立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は第6条第2項若しくは第10条第2項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者は、20万円以下の罰金に処する。

に改める。

第七号様式の(四)中「第24条」を「第7条」に改め、同様式の(五)中「第45条」を「第31条」に、「6カ月」を「6月」に、「50,000円」を「300,000円」に改める。
第八号様式中「第24条」を「第7条」に改める。
第十号様式中「第25条」を「第8条」に改める。
第十三号様式中「第29条」を「第12条」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の青森県災害救助法施行細則別表第二の一の一の(一)及び(二)から(五)までの規定は、平成二十五年四月一日から適用する。

告 示

青森県知事 三村 申 吾

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり障害福祉サービス事業を行う事業を指定したのび、回法第五十一条第一号の規定により公示する。

平成二十六年三月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

指定障害福祉サービス事業者	障害福祉サービスの種類	障害福祉サービスを行う場所	指定年月日
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地

青森県告示第百一十号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十一条の第十四第一項の規定により、次のとおり一般相談支援事業を行う者を指定したので、同法第五十一条の第三十第一項第一号の規定により公示する。

平成二十六年三月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

特定非営利活動法人あーるど	五所川原市金木町朝日山八五の四	就労継続B型	はたらびー	五所川原市若葉三丁目四の一〇	平成二六・四・一
社会福祉法人求道舎	上北郡七戸町字館野三二の一五	就労継続B型	おおばこ作業所	上北郡七戸町字館野三二の一五	"

指定一般相談支援事業者	名称	主たる事務所の所在地	地域相談支援の種類	一般相談支援事業を行う事業所		指定年月日
				名称	所在地	
株式会社ピリアサポート	株式会社ピリアサポート	青森市古川二丁目一五の七	地域移行支援	アピリアンハク戸中央	八戸市類家四丁目八の一	平成二六・四・一
株式会社ピリアサポート	株式会社ピリアサポート	青森市古川二丁目一五の七	地域定着支援	アピリアンハク戸中央	八戸市類家四丁目八の一	"
合福社事務組	合福社事務組	西北五広域の二つがる市森田町	地域移行支援	相談支援事業所もりた	つがる市森田町	"
合福社事務組	合福社事務組	西北五広域の二つがる市森田町	地域定着支援	相談支援事業所もりた	つがる市森田町	"

青森県告示第百一十号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第百八条第二項の規定により次

の発起人が求めた次の区域及び区分に係る特定第二号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認めためたので、同条第五項において準用する同法第百五条の二第四項の規定により公示する。

平成二十六年三月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

発起人の住所及び氏名（名称）	区 域	区 分
下北郡東通村大字野牛字釜ノ平一〇の二五二 吉田 秩夫	野牛区域 野牛漁業協同組合の地区	総トン数十トン未滿の漁船により行う漁業
下北郡東通村大字野牛字釜ノ平五六の四 中野 一雄	野牛区域 野牛漁業協同組合の地区	総トン数十トン未滿の漁船により行う漁業
西津軽郡深浦町大字沢辺字沢辺一二 沖見 一男	新深浦町第四区 新深浦町漁業協同組合の地区のうち、大字沢辺の区域	総トン数十トン未滿の漁船により行う漁業
西津軽郡深浦町大字沢辺字山科九四の四 鶴田 十美男	新深浦町第五区 新深浦町漁業協同組合の地区のうち、大字岩崎及び大字松神の区域	総トン数十トン未滿の漁船により行う漁業として、主としてたら刺網漁業
西津軽郡深浦町大字岩崎字玉坂三六 須藤 広志	新深浦町第五区 新深浦町漁業協同組合の地区のうち、大字岩崎及び大字松神の区域	総トン数十トン未滿の漁船により行う漁業として、主としてたら刺網漁業
西津軽郡深浦町大字岩崎字丸山三七 勢州谷 武夫	新深浦町第五区 新深浦町漁業協同組合の地区のうち、大字岩崎及び大字松神の区域	総トン数十トン未滿の漁船により行う漁業として、主としてたら刺網漁業

青森県告示第百一十号

国土地理院長から、次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十六年三月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 作業種類
- 基本測量（「電子国土基本図（地図情報）」修正測量）
- 二 作業期間

平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日まで
 三 作業地域
 青森県内全域

青森県告示第百四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり

図面 番号	道路 種類	路線名	変 更 の 区 間		変更の 前後別		敷地の幅員	敷地の延長	備考
1	県道	稲盛千代町 山田線	後	前	後	前	一〇七・五〇メートルから 一〇二・二〇メートルまで	一〇〇・〇〇メートル	
2	県道	むつ尻屋崎 線	後	前	後	前	一七・五〇メートルから 一五・〇〇メートルまで	一一二・〇〇メートル	
3	国道	二七九号	後	前	後	前	一八・七五メートルから 一六・七八メートルまで	六七六・四〇メートル	

青森県告示第百五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり
 道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成二十六年四月十八日まで青森県県土整備
 部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

路線名	供用開始の区間	供用開始 の日
-----	---------	------------

道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。
 なお、その関係図面は、告示の日から平成二十六年四月十八日まで青森県県土整備
 部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

線	敷地の幅員	敷地の延長	備考
県道稲盛千代町 山田線	つがる市柏玉水岸田一八の二一から つがる市柏玉水岸田一八の一まで	平成二六・三・一九	
県道八戸環状線	八戸市大字糠塚字大開一の一六から 八戸市大字中居林字道合二五の三まで	二六・三・二〇	
県道八戸大野線	三戸郡階上町大字田代字横窪一の一から 三戸郡階上町大字田代字鷲ヶ沢三の一三まで	二六・三・二五	
県道苫米地免内 線	三戸郡五戸町大字豊間内字下源兵衛一〇三の 二から 三戸郡五戸町大字豊間内字豊間内四の一まで	二六・三・二七	

国道二七九号	むつ市大字奥内字近川八の一八から むつ市大字奥内字近川八の一三三まで	"
--------	---------------------------------------	---

青森県告示第二百六号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三
 条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定するので、同条第
 三項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、青森県県土整備部河川砂防課及び中南地域県民局地域整備
 部に備え置いて縦覧に供する。

平成二十六年三月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

小金森一号急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる地番の土地に設置した標柱一号から標柱六号までを順次結んだ線及び標
 柱一号と標柱六号を結んだ線に囲まれた区域。この場合において、各標柱を結ぶ線は
 直線とする。

標柱を設置した土地の表示

標柱番号	市町村名	大字名	字名	地番
一	平川市	唐竹川原田		八五の一
二	"	唐竹小金森		三の二
三	"	"		四の一
四	"	"		五の一
五	"	唐竹川原田		九九の一
六	"	"		九五の一

青森県告示第二百七号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第

三条第一項の規定により、昭和五十六年三月十七日青森県告示第二百三十一号（急傾
 斜地崩壊危険区域の指定）の一部を次のとおり改正するので、同条第三項の規定によ
 り公示する。

なお、その関係図面は、青森県県土整備部河川砂防課及び西北地域県民局地域整備
 部に備え置いて縦覧に供する。

平成二十六年三月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

第十八号を次のとおり改める。

十八 玉坂二号急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる地番の土地に設置した標柱一号から標柱六号までを順次結んだ線及び
 標柱一号と標柱六号を結んだ線に囲まれた区域。この場合において、標柱一号と標
 柱六号を結んだ線は普通河川風呂沢川右岸官民地境界線とし、その他の各標柱を結
 ぶ線は直線とする。

標柱を設置した土地の表示

標柱番号	市町村名	大字名	字名	地番
一	西津軽群深浦町	岩崎	玉坂	八六
二	"	"	"	一一の一
三	"	"	"	二八三
四	"	"	"	九五の一
五	"	"	"	九五の二
六	"	"	"	九五の三地先

青森県告示第二百八号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第
 三条第一項の規定により、昭和五十年五月十三日青森県告示第三百八十八号（急傾斜
 地崩壊危険区域の指定）の一部を次のとおり改正するので、同条第三項の規定により
 公示する。

なお、その関係図面は、青森県県土整備部河川砂防課及び下北地域県民局地域整備

部に備え置いて縦覧に供する。

平成二十六年三月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

第十二号を次のとおり改める。

十二 川守町三号急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる地番の土地に設置した標柱一号から標柱六号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱六号を結んだ線に囲まれた区域。この場合において、標柱一号と標柱六号を結んだ線は市道浜通線官民地境界線とし、その他の各標柱を結ぶ線は直線とする。

標柱を設置した土地の表示

標柱番号	市町村名	大字名	字名	地番
一	むつ市	川守町		五一六
二	"	"	"	五二七
三	"	"	"	五三三の一
四	"	"	"	五三三の二
五	"	"	"	五二六の二八
六	"	"	"	五三六

公 告

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成二十六年三月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

県民生協あじさい館

青森市松原三丁目九の二

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前	変更後	変更年月日
青森県民生活協同組合 青森市大字羽白字沢田三〇の一 理事長 井筒智義	青森県民生活協同組合 青森市浜館三丁目七の七 代表理事 平野了三	平成 二五・七・一 （住所） 二五・六・九 の代表者の 氏名

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名及び住所又は名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前	変更後	変更年月日
青森県民生活協同組合 青森市大字羽白字沢田三〇の一 理事長 井筒智義	青森県民生活協同組合 青森市浜館三丁目七の七 代表理事 平野了三	平成 二五・七・一 （住所） 二五・六・九 の代表者の 氏名
株式会社ラグノオささき 弘前市大字百石町九 代表取締役 木村公保	変更無し	
有限会社オリーブ生花店 青森市花園二丁目二の九 代表取締役 秋元一成	有限会社オリーブ生花店 青森市花園二丁目七の九 代表取締役 秋元敏子	二〇・七・一五
株式会社工藤パン 青森市金沢三丁目二の二 代表取締役 工藤恭裕	変更無し	
コセキ株式会社 宮城県仙台市青葉区堤通雨宮町二 の六 代表取締役 小関忠夫		二・四・三

株式会社丸大サクラ中薬局 青森市大字三内字玉作二の七二 代表取締役 櫻井清	変更無し		
保木貴博 青森市青柳二丁目二二の三	変更無し		
新山和子 青森市大字浜田字玉川一四四の二	変更無し		
桜田健 ○青森市大字浜田字玉川二二二の一	株式会社鯛網 青森市大字浜田字玉川二二二の三 代表取締役 櫻田健	株式会社コーエイ 青森市大字鶴ヶ坂字田川四八の一 代表取締役 棟方光栄	一八・七・六 三・四・三

四 届出年月日

平成二十六年二月二十五日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び青森市役所

2 期間

平成二十六年三月十九日から同年七月十九日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、青森市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成二十六年七月十九日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

争議行為の通知の公表

八戸市大字田面木字中明戸二に所在する八戸赤十字病院労働組合の執行委員長田村政雄から労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第三十七条第一項の規定に基づき、次のとおり争議行為を行う旨の通知があつたので、労働関係調整法施行令（昭和二十一年勅令第四百七十八号）第十条の四第四項の規定により公表する。

平成二十六年三月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 争議行為の目的

二〇一四年春闘組合要求の前進および実現

二 争議行為をなす日時

平成二十六年三月二十四日午前零時より受結に至るまでの期間

三 争議行為をなす場所

八戸赤十字病院の全職場、または一部

四 争議行為の概要

右記の場所で全体的あるいは部分的に、あるいは断続的に全ての業務の停止をはじめ、あらゆる形の争議行為を単独または、併用して行う。

換地処分

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、野木地区の県営土地改良事業に係る換地処分をしたので、同条第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定により公告する。

平成二十六年三月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

出 先 機 関

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、田山堰土地改良区の定款の変更を平成二十六年三月十日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

平成二十六年三月十九日

中南地域県民局長 高原 至 智

土地改良事業計画変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第四十八条第一項の規定により、田山堰土地改良区に係る次の土地改良事業の計画の変更を平成二十六年三月十日認可したので、同条第十一項の規定により公告する。

平成二十六年三月十九日

中南地域県民局長 高原 至 智

事業名 維持管理

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号 青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町二丁目番七
七号 東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭